

東京大学 CFO オフィス内規

令和6年3月7日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学 CFO オフィス（以下「オフィス」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 オフィスは、本学における適切な財務経営を確保するため、本学の中長期財務戦略及びそれに基づく予算計画の企画立案並びに財務状況管理その他必要な事項に関する業務を行う。

(組織)

第3条 オフィスに、オフィス長、副オフィス長及びオフィスを置く。

2 オフィスに、次の各号に掲げるユニットを置く。

- (1) 財務戦略ユニット
- (2) 資金管理ユニット
- (3) 財務会計ユニット
- (4) 資金運用ユニット

3 前項各号に掲げるユニットに、ユニット長を置く。

(オフィス長)

第4条 オフィス長は、本学の理事、副学長又は執行役のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 オフィス長は、オフィスの業務を統括する。

(副オフィス長)

第5条 副オフィス長は、本学の教職員のうちからオフィス長が指名する者をもって充てる。

2 副オフィス長は、オフィス長を補佐する。

(ユニット長)

第6条 ユニット長は、本学の教職員のうちからオフィス長が指名する者をもって充てる。

(オフィス員)

第7条 オフィス員は、オフィス長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第8条 オフィスの事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課及び本部財務課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、オフィスの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この裁定は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 東京大学財務経営本部内規（令和3年12月16日総長裁定）は、廃止する。